

山形県産品ポータルサイト「いいもの山形」運用規約

(本規約の適用)

第1条 本規約は、山形県が提供する「山形県産品ポータルサイト「いいもの山形」」(以下「本サイト」という。)を利用する全ての者に適用されるものである。利用者は、本規約を承諾した上で利用や掲載申込みを行うものとする。

(サイト内容)

第2条 本サイトは、県産品に関する情報を一元化し、本サイトを核とした流通販売ネットワークの構築を図ることを目的とする。

- 2 本サイトへの掲載をもって、県がその製品や企業に対し、認定、許可、認可、推薦、推奨、後援その他の資格や品質保証を与えるものではない。
- 3 本サイトをきっかけに発生した受発注等の取引については、当事者同士が行うものとし、県は何ら関与しない。

(掲載申込者)

第3条 本サイトへの掲載を申込みことができる者は、以下の全てを満たす法人又は個人(以下「生産者」という。)とする。

- (1) 県内で生産若しくは製造された、一般消費者が消費若しくは使用する産品(以下「最終消費財」という。)を生産若しくは製造する法人又は個人(県内で生産若しくは製造された最終消費財等の企画等を指示し、生産若しくは製造を委託している県内の法人又は個人を含む。)ただし、未加工の農林水畜産物の生産者は対象外とする。
- (2) ECサイト等電子商取引を展開する県内の法人又は個人
申込み時点において、ECサイト等電子商取引を展開していない者は、今後のECサイト等電子商取引展開への意思表示及び具体的なスケジュール又は常時購入可能な場所を提示することにより掲載の申請を可能とする。

(生産者要件)

第4条 前条において規定する生産者は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 国、県等の地方自治体又はそれに類する機関がものづくり技術や優れた物産品、製品等を認めた認定、顕彰歴等がある者
- (2) 国、県等の地方自治体又はそれに類する機関において実施する取扱商品の磨き上げ等県産品の付加価値向上に関する事業を活用し、取扱商品の販路拡大等に取り組む者
- (3) 特に知事が認める者

(掲載申込み)

第5条 本サイトへの掲載を希望する生産者は、以下の手続きに従って申込みを行うものとする。

- (1) 本サイトの内容を理解、承諾したうえで、申込みを行うこと
 - (2) 別に定める様式に従い申込みを行うこと
 - (3) その他、必要に応じて県の定める規則に従うこと
- 2 掲載申込みがあった場合、県は、申込み内容を審査し、適当と認めた場合、その生産者について本サイトに

掲載する。なお、掲載箇所は、本サイトカテゴリー別生産者のページとする。

- 3 掲載を申込んだ生産者につき以下の事由がある場合、県は掲載を認めないことができる。また、一旦掲載を認めた生産者につき、以下の事由が発生した場合又はその恐れがある場合、県は、事前の通知なくして掲載の抹消を行い、本サイトの提供を停止することができる。県は、これらの掲載の可否に関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。
- (1) 県産品を紹介する生産者側サイトに不備がある場合又は虚偽若しくは不正確な情報が含まれる場合
 - (2) 本サイトの定めに違反する行為や義務の不履行がある場合
 - (3) 破産、会社更生、会社整理、民事再生、解散若しくはその他これに準じる申し立てがなされ、又は自らかかる申し立てを行った場合
 - (4) 法令等に違反する行為がある場合
 - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はその他これに準ずる者の関与がある場合
 - (6) 本サイトの利用またはその利用の目的が不相当と判断される場合
- 4 掲載を申し込む生産者は、本サイトに掲載する情報について、県が、本サイトに掲載されている生産者（以下「掲載生産者」という。）の事前の承諾を得ずに、県産品PR事業等に使用することを承認するものとする。

（本サイト利用者の義務）

第6条 掲載生産者は以下の行為又はその恐れのある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 不正の目的をもって本サイトを利用すること。県による本サイトの提供を妨害すること。
 - (2) 生産者側のサイトに虚偽の事実を申告、記載又は陳述すること。
 - (3) 犯罪行為若しくは公序良俗に反する行為を行うこと又はこれらの行為に関与すること
 - (4) その他法令等に違反すること
- 2 掲載生産者は、自らのサイトの管理、記載内容等について一切の責任を負うものとし、これによって自己への損害又は県若しくは第三者に対して損害賠償義務が生じた場合は、その一切の責任を負うものとする。

（県から掲載生産者への連絡方法）

第7条 県からの掲載生産者に対する連絡は、原則として申込書記載の電子メールアドレス宛に電子メールにより行うものとする。但し、緊急的な状況や電子メールの不具合等においては、申込書記載の電話番号又はFAX番号にて通知することができるものとする。

（本サイトの停止、中断、廃止等）

第8条 県は、次の場合において事前の通知なく本サイトを停止、中断又は廃止することがある。

- (1) 定期的又は緊急的な措置として、システムや設備の保守、点検、修理、変更を行う場合
 - (2) 火災、停電等によりシステムや設備等に障害が生じた場合
 - (3) 地震、暴風雨、噴火その他の非常災害等により本サイトの提供ができなくなった場合
 - (4) その他、やむを得ず本サイトの停止等が必要となったとき
- 2 県は、本サイトの停止、中断、廃止又はそれに関連して掲載生産者に生じる損害について、一切の責任を負わないものとする。

（免責）

第9条 掲載生産者は、本サイトの利用又はそれに関連して他の掲載生産者やその他の第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と費用によりこれを解決しなければならず、かかる紛争に関して県を免責させ、県に何らの損害を与えないことを約束するものとする。

2 県は、いかなる場合にも、掲載生産者に対して損害賠償責任を負わないものとする。

(掲載の削除)

第10条 掲載生産者が掲載の削除を希望する場合は、県が別途定める手続きにより掲載の削除ができるものとする。

(本サイト及び本規約の廃止、変更等)

第11条 県は、掲載生産者の承諾なく、その裁量によりいつでも本サイトの全部若しくは一部を廃止し、又はその内容を変更できるものとする。

2 県は、掲載生産者の承諾なく、本サイトの提供につき必要な範囲で本規約を変更及び追加条項を設けることができるものとする。

3 県は、本条に基づく本サイトの廃止、変更や本規約の変更等について、それにより掲載生産者に生じる損害を含めて、いかなる責任も負わないものとする。

附 則

この規約は令和3年10月8日から施行する。